

教育民生常任委員会

平成29年12月11日（月）

教育民生常任委員会

定例会名 平成29年第4回定例会
招集日時 平成29年12月11日(月) 午前10時00分
招集場所 第3会議室

出席委員 6名
副委員長 藤田尚美
委員 鈴木かずみ
" 石原幸雄
" 柳井哲也
" 板倉香
" 山本伸子

欠席委員 1名
委員長 須藤京子

出席説明員
市長 根本洋治
副市長 滝本昌司
教育長 染谷郁夫
保健福祉部長 川上秀知
教育部長 川井聡
教育委員会次長 杉本和也
教育委員会次長 飯野喜行
教育総務課長 川真田英行
教育総務課学校建設対策監 佐藤孝司
指導課長 村松美一
放課後対策課長 吉田茂男
文化芸術課長 手賀幸雄
生涯学習課長 横瀬幸子
スポーツ推進課長 齋藤勇
国体推進課長 横田武史
中央図書館長 関達彦
保健福祉部次長 藤田幸男
保健福祉部次長 小川茂生

社会福祉課長	糸 賀 修
こども家庭課長	川真田 智 子
保 育 課 長	中 山 智恵子
高齢福祉課長	山 岡 勉
健康づくり推進課長	内 藤 雪 枝
医療年金課長	石 塚 史 人

議会議務局出席者

書	記	横 田 一 郎
書	記	飯 村 彰

平成29年第4回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 教育民生常任委員会

- | | |
|---------|--|
| 議案第 66号 | 牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 67号 | 牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 68号 | 平成29年度牛久市一般会計補正予算（第3号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ |
| 議案第 69号 | 平成29年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 議案第 71号 | 平成29年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第 72号 | 平成29年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第 76号 | 平成29年度牛久市一般会計補正予算（第4号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ |
| 議案第 77号 | 損害賠償の額を定めることについて |
| 請願第 5号 | 牛久市の育児支援に関する請願 |

午前10時00分開会

○藤田副委員長 おはようございます。

ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。

須藤委員長より委員会欠席の届けがありました。委員会条例第12条第1項の規定により、副委員長の私が委員長の職務を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日、説明員として出席した者は、市長、副市長、教育長、保健福祉部長、教育部長、教育委員会次長2名、教育総務課長、教育総務課学校建設対策監、指導課長、放課後対策課長、文化芸術課長、生涯学習課長、スポーツ推進課長、国体推進課長、中央図書館長、保健福祉部次長2名、社会福祉課長、こども家庭課長、保育課長、高齢福祉課長、健康づくり推進課長、医療年金課長であります。書記として、横田君、飯村君が出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

議案第 66号 牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 67号 牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 68号 平成29年度牛久市一般会計補正予算（第3号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

議案第 69号 平成29年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 71号 平成29年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 72号 平成29年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 76号 平成29年度牛久市一般会計補正予算（第4号）

議案第 77号 損害賠償の額を定めることについて

請願第 5号 牛久市の育児支援に関する請願

以上9件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

まず、議案第66号牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第66号について提案者の説明を求めます。放課後対策課長。

○吉田放課後対策課長 放課後対策課の吉田でございます。よろしくお願いいたします。

議案第66号牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、放課後児童支援員の確保と任用管理が難しい状況の中で、市が行う放課後児童健全育成事業の実施に関する放課後児童支援員の設置について、市長が委嘱した者を充てることになっている現状に加えて、民間事業者の能力活用により支援員の設置が可能となるよう、必要

な改正を行うものであります。

具体的には、社会福祉法人やその他事業の適切な運営が確保できると認められる者に委託して実施することができることを追加するものです。これにより、放課後児童支援員の確保と任用管理について方策の選択肢がふえることで、円滑な運営に寄与することができる効果が期待できます。以上でございます。

○藤田副委員長 これより、議案第66号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 おはようございます。

第66号議案に関しまして、4点ほどお尋ねをいたしたいと存じます。

まず、放課後健全育成事業の委託先ということで社会福祉法人を掲げてございますが、その法人を掲げた理由はどこにあるのかということがまず1点でございます。

次に、2点目といたしまして、委託先として「その他事業の適切な運営が確保できると認められる者」とありますが、これはどのような者を想定しているのか、確認を求めます。

そして、3点目でございますが、その委託をするに際しての委託先のその選定方法はどのようなことについてお尋ねをいたします。

そして、4点目といたしまして、この件に関してというか、放課後児童クラブ等に関する一般質問がございまして、その際の本会議場における市長答弁と本条例案との整合性というものはどのようなになっているのか、ここで確認を求めておきたいと思っております。

以上4点でございます。

○藤田副委員長 放課後対策課長。

○吉田放課後対策課長 石原委員の4点の御質問にお答えさせていただきます。

順番が逆になりますが、4番目の質問から答えさせていただきます。

本会議における市長答弁との整合性ということですが、今回の条例改正における委託というものの形態としましては2種類の形態を想定しております。

1つは、児童クラブの運営そのものを業務委託するものであり、もう一つは、児童クラブの支援員の派遣について委託をするものであります。市長の本会議場での答弁の本旨は、現在の牛久市の児童クラブで働いている方の職を奪うような委託、つまりは業務委託については実施する考えはないというものであり、支援員の欠員を補うための人材派遣委託については否定したものではありませんと解釈しております。

したがって、担当部署としましては、基本的には市の任用での支援員確保に努めながら、児童クラブの運営に支障を来すと判断された場合には人材派遣委託による方法で支援員の確保を図っていきたいというふうに考えております。

以上、そのような前提に立ちまして、1番から3番までの3つの御質問にお答えさせていただきます。

まず、社会福祉法人を挙げた理由ということですが、放課後健全育成事業は国とか都道府県、市町村のほかに、児童福祉法第34条の8第2項の定めによりまして市町村に届けた者ができる

ということになっておりまして、平成29年度5月1日現在の状況なんですけれども、茨城県内の状況を確認したときに一番多いのが公営によるものです。次に多いのが、社会福祉法人によるものになります。それは実施主体の場合ですね。また、運営主体としても、社会福祉法人というものは3番目に多いことから、今回の条例の例示という意味で社会福祉法人その他云々という表現をさせていただきました。

それから、「その他事業の適切な運営が確保できると認められる者」という者の想定についてですけれども、やはり先ほど申し上げました5月1日現在の茨城県内の状況を見たときに、公営によるもののほかにはNPO法人によるものですか学校法人によるもの、それから保護者会によるもの、株式会社によるものなどがあります。運営の委託先としては、今回は想定していませんが、もし委託先という場合にはそういうものが想定されます。また、今回想定している人材派遣の委託先としましては、支援員の人材派遣について実績のある会社を想定しております。

それからもう1点、委託先の選定方法ですが、基本的に入札による業者選定を想定しております。以上でございます。

○藤田副委員長 石原委員。

○石原委員 今、課長からるる答弁がありました。それでは再確認をしたいと思います。それでは本改正条例というものはあくまでも支援員の補充を目的としているものであるということの理解でよろしいかということが1点目。

それから、本年度の支援員の現状から推測という判断をして、次年度以降、補充するとしたらどのぐらいの支援員を補充するというふうにシミュレーションないしは想定をしているのか。その点についてお答えをいただきたいと存じます。

○藤田副委員長 放課後対策課長。

○吉田放課後対策課長 石原委員の再度の御質問にお答えさせていただきます。

今回の条例改正によりまして、基本的には先ほど申し上げました業務委託と人材派遣の両方の委託が可能になるということの解釈でございます。ただ、実際に市のほうといたしましては、先ほど申し上げましたとおり、人材派遣の委託を今実施していきたいというような形でございます。

それと、次年度以降のシミュレーションという話なんですけれども、今のところ3名から5名ぐらいがもし足りなかった場合の予算を新年度予算に計上することを検討してございます。そういった中で、ちょっと初めてなものですから、実際にはどのぐらいというのはわかりませんが、基本的には市で任用することを大前提としながら、足りない部分をそういう者で補おうということですので、3名から5名程度の予算を計上したいと思っております。以上でございます。

○藤田副委員長 ほかにございませんか。鈴木委員。

○鈴木委員 一般質問でも少し質問させていただいたんですが、ちょっとこの条例に関してもう少し詳しくお聞きしたいと思います。

この条例が今回提案されているわけなんですけれども、この条例がない中でも大変な中で人材派遣等で対応したことがあるのかどうか。

それから、業務委託ではないという今のお話なんですけれども、この条例改正の説明文の中で

は「委託して実施することができる」ということを追加するということであって、あくまでもその業務委託が可能であるというそこにつながる条例改正ではないかと思うんですが、完全に今回は、当面はとにかく人材派遣だけですよということのようですけれども、でも実質的にこの条例改正によって業務委託は別に条例改正をほかにしなくても、もうこれで、急遽そういう事態になったというようなことで委託をしてしまうということも可能ではないかと思うんですが、そのところを再確認したいと思います。

それから、一番気になるのは指示系統の問題なんですけれども、やっぱりそちらの業務運営主体がそちらのほうに移っていった場合にはそちらの指示に基づいて支援員としての役割を果たすということになるのではないかと思います。二、三人であったり、五、六人であったりする場合には市のほうの指示系統のもとにできるのかどうか。それで、その後ふえていった場合に、例えば50人になった場合にそういうことはどういうふうなことになるのかということをお伺いしたいと思います。

それともう1点、議場での市長の答弁の中で、教育は業務委託にはなじまないということのお話があったと思うんですけれども、そのときに地域で元教員の人たちで対応してもらおうようなこともすごく大事なことだというふうなお話があったと思うんですね。それで、私もそれはすごく大事なことだと思うんですが、例えば主任の役割がすごく大事だということなんですけれども、各主任においてはそういう専門員資格といいますか、元教員が当たるというようなことになっていくと、大分その全体の資質向上にもつながるかなというふうには思うんですけれども、その点について対応ができるような状況なのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○藤田副委員長 放課後対策課長。

○吉田放課後対策課長 鈴木委員の4点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目は、人材派遣の例があるかということと今回の条例との関係というお話だったと思います。

実は、平成29年度の夏休みの対応といたしまして、人材派遣での人の確保を実施しております。それに関しましては、牛久市のこの現在の条例第11条に支援員の設置に関する規定で「支援員は支援業務に適すると認められる者のうちから市長が委嘱する」と規定されております。この委嘱の意味なんですけれども、狭義、狭い意味では行政において審議会や調査会などの委員に民間人やその他行政機関に属さない公務員などを任ずることを言う一方で、広い意味では、一般的な意味としては一定期間、特定の仕事を他の人に任せるということになります。ただし、行政における狭義の意味で捉えた場合でも、公務員としての任用を必ず意味するものではないというふうに解釈できまして、現に行政機関から委嘱を受けて、非常勤職員としての職務に対する報酬ではなく謝金等で支払われている例などもございます。

そこで、平成29年度の夏休みにおける支援員確保につきましては、従来市の任用の委嘱だけでは確保が困難だったことから、待機児童を出さないと、現場のほうを第一に考えまして、人材派遣委託による確保においても支援員の職につくということを委嘱するものであるという解釈のもと、そのような対応をさせていただきました。

ただ、今回、夏休みの今年度の対応は緊急的、一時的なものでありましたが、平成30年度におきましては年度当初から、もしかしたら1年間にわたりそういった人材派遣による支援員の確保の必要が想定されること、また、現在の委嘱の形態として市の非常勤職員としての任用が一般的であることに鑑みまして、そういう解釈だけでの運用だけではなく、はっきりと委託して実施することができるということを明文化するような条例の改正を行おうとしているものであります。

それから、現在は業務委託は考えていないということ、先の見通しはというか、今後のことはということになろうと思うんですけれども、現在は市の任用での支援員の確保を第一に努めながら、児童クラブの運営に支障を来す場合の人材派遣委託というものを活用しようとするものですが、例えば仮に140人の支援員が必要になった場合に半数の70人しか市の任用では集まらないとか、そういった場合において人材派遣委託の方策が最善であるかどうかということは考える余地があるものだと思います。

それから、指揮命令系統のお話がありましたが、委託の形態によって指揮命令系統は変わってまいります。業務委託の場合には、労働者との雇用関係と指揮命令系統の関係は委託業者にありますので、市が直接支援員に指揮命令することはできません。一方で、人材派遣委託の場合には、派遣労働者との指揮命令系関係は委託先にあるものというふうになっておりますので、市の任用の場合と同じく市が直接指揮命令することができるようになります。

それから、先ほど最後の質問で、主任等に関しては教員等のような専門的知識の方がいらっしゃるかどうかということなんですけど、もちろんそういう方についていただいて現場のほうを円滑に運営することが一番だと思いますので、もちろんそういう方の確保ができるように事務局としては努力するとともに、前向きにやっていきたいと思っております。以上でございます。

○藤田副委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 夏休みに人材派遣ということで規定とか、大変現場の苦しさがよく伝わってくるようなあれなんですけれども、現実には何人ぐらいの方が対応されたのか。

それから、人材派遣が140人のときに70人になったらということなんですけれども、その点ではもう完全に業務委託というふうに考えているのではないかというふうに思うんですけれども、委託費なんです、その人材派遣の場合の委託費なんていうものは生じてくるのかどうか。

それから、元教員の対応ということなんですけれども、牛久市内にそういう対象になる方たちがいらっしゃるのかどうか。また、そういうふうな対応ができる可能性というのがあるのかどうか。その点についてお伺いしたいと思います。

○藤田副委員長 放課後対策課長。

○吉田放課後対策課長 まずは、ことしの夏休みの例における人材派遣の状況なんですけれども、人材派遣の方を24名派遣していただいて対応いたしました。

それから、費用に関してなんですけど、支援員1人あたりは今900円という雇用になっておりますので、プラスアルファ、何ですか、交通費等を含めましても、時給900円ですね、それに1日5時間とか6時間働いていただいて、それでそこに交通費ということになると思います。人材派遣の場合には、ことしの夏休みは入札の結果1,450円ぐらいの単価での人材派遣となっ

ております。やはり人材派遣のほうが単価はかなり高くなりますので、基本的には市のほうでなるべく確保して、人材派遣というのは保険というか、どうしても足りない場合の対応ということではいけないと思っております。

それから、牛久市内にそういった校長先生のようなお話があったと思うんですが、私のほうで今理解しているのでは、今年度、市内で校長先生で退職される方はたしかいないはずなので、今年度いっぱい退職される方はいないというふうに考えております。（「校長先生ということではなくて、教員でということですよ」の声あり）ちょっと具体的にどういう方がいらっしゃるかどうかというのは、まだこちらではそこまで把握しておりませんが、なるべく情報を集めて前向きに努力はしていきたいと思っております。

○藤田副委員長 柳井委員。

○柳井委員 支援員は市内の人がほとんどなのか、それとも市外の人もいるのか、現状ですね、どういう割合になっているのか。

それから、そういう募集の仕方はどんなふうになっているのかをお願いします。

○藤田副委員長 放課後対策課長。

○吉田放課後対策課長 今、きょう現在で127名の方、支援員いらっしゃるんですけども、今年度ですね、ごめんなさい、市内の方が何%かというのはないんですが、大部分が市内の方です。

それで、基本的には一昨年までは広報紙を中心にして、あとホームページ等での募集で市内の方がほとんどだったんですが、それではなかなか集まらないものですから、広域の新聞折り込みの有料の広告、求人広告が土日によく入っているのがあると思うんですけども、そちらの広告に掲載しまして、一部龍ヶ崎や阿見とかというような住所の方も何人かずつ最近では雇用して確保しているような状況です。以上でございます。

○藤田副委員長 山本委員。

○山本委員 よろしくをお願いします。

まず、人材派遣ということで人材派遣を業務委託として実際やっているところがほかの市町村であるのかどうかということです。

それから、やっぱり現場の指揮系統という件で私もちょっと不安に思っているところがあって、今回夏休みの児童クラブの中で人材派遣があった児童クラブで、実際、人材派遣の方がちょっと急に来られなくなったと。穴を埋めなければいけないのは人材派遣のほうの会社であるのに、結局かわりの人が来なくて穴があいてしまったということをお聞きしております。そういうところで、実際現場で始まったときにそういったことが起こらないような状況にしていきたいなと思っておりますので、その辺、確認したいと思っております。

○藤田副委員長 放課後対策課長。

○吉田放課後対策課長 まず1点目の人材派遣について前例というか、例があるかということなんですけれども、現在、私どもで把握している事例としましては、千葉県我孫子市におけるやはり支援員の業務派遣委託、それから埼玉県杉戸町におけるやはり支援員の業務派遣委託というよ

うな例をこちらでは把握しております。

それから、夏休みの例を踏まえての反省ということで、私どももことし初めて夏休みをやったんですが、ことしの場合に支援員の確保と業務委託を、そういう意味ではなるべく業務委託をしないでできないかと思いつつも、保険という意味では業務委託をやったものですから、確保と業務委託を同時並行的にやったものがありまして、実際には契約そのものが6月末になりまして、7月末から現場に入ってもらいますけれども、業者との十分な打ち合わせがそういった意味では足らなかったかもしれません。そういう意味では、きちんとそういった前もっての準備をしまして、今回反省も踏まえて、現場等の意見も聞きながら円滑にいくように対応していきたいと思っております。以上でございます。

○藤田副委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田副委員長 以上で、議案第66号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第67号牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第67号について提案者の説明を求めます。保育課長。

○中山保育課長 保育課、中山です。よろしくお願いいたします。

議案第67号牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条が改正されたことに伴うもので、第6項の後に第7項、第9項の後に第10項が追加されたため、同条を引用しております第15号中の同条「第9項」を2項繰り下げ、同条「第11項」に改正するものです。以上でございます。

○藤田副委員長 これより、議案第67号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。鈴木委員。

○鈴木委員 法的な改正での説明があったんですが、認定こども園に関して、この条例改正によって何がどのように変わるのか、ちょっと具体的に説明をお願いしたいと思います。

○藤田副委員長 保育課長。

○中山保育課長 今回の改正ですけれども、こちらは認定こども園の認可及び変更に関する定めが都道府県の権限から指定都市等への事務の権限の移譲に伴う変更でして、牛久市につきましては何も変更する内容ではございません。

○藤田副委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田副委員長 以上で、議案第67号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第68号平成29年度牛久市一般会計補正予算（第3号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみを議題といたします。

議案第68号について提案者の説明を求めます。教育総務課長。

○川真田教育総務課長 おはようございます。教育総務課の川真田です。よろしくお願ひいたします。

私のほうからは、議案第68号牛久市一般会計補正予算（第3号）のうち、教育総務課分について御説明申し上げます。

まず、補正予算書の21ページになります。

教育費小学校費教育振興費の中の要保護・準要保護児童の就学を援助する、及びその下、教育費中学校費教育振興費、要保護・準要保護生徒の就学を援助する、こちらの2点につきましては、新入学児童生徒学用品費、いわゆる入学準備金の平成30年度分からの年度開始前の支給を実施するための予算計上と、本年度年度当初におきまして入学準備金の単価の見直しがございます、小学校が2万470円から4万600円、中学校が2万3,550円から4万7,400円に見直しによる不足分の予算計上でございます。

次に、同じく21ページ、教育費、中学校費の学校建設費、0102ひたち野うしく地区に中学校を建設する、こちらの減額補正につきましては執行の確定した予算及び不用となった予算の減額補正でございます。以上です。

○藤田副委員長 社会福祉課長。

○糸賀社会福祉課長 おはようございます。社会福祉課、糸賀です。よろしくお願ひいたします。社会福祉課所管の補正の主な内容につきまして御説明いたします。

まず、12、13ページをごらんください。

款14項2目2の障害者総合支援事業費補助金につきましては、障害者総合支援法等の改正に伴うシステム改修に関する補助金の計上でございます。

続きまして、16ページ、17ページをごらんください。

款3項1目8の0101障害者へ自立支援医療費を給付するにつきましては、更生医療の対象者の増加に伴う扶助費の増及び平成28年度の精算に伴う返還金の計上でございます。

次に、款3項1目9の0108重度障害者の入浴を支援するにつきましては、サービス利用者の増加に伴う増額補正でございます。

次に、18ページ、19ページをごらんください。

款3項2目2の0101在宅障害児福祉手当を給付するにつきましては、対象者の増加に伴う増額補正でございます。

その下、款3項3目2の0101生活保護費を支給するにつきましては、生活保護受給者の増及び介護扶助費等の増加に伴う増額補正及び平成28年度の精算に伴う返還金の計上であり、扶助費の増加に伴う歳入につきましても、あわせて国庫負担金を増額計上してございます。

なお、住居確保給付金事業を実施する外4事業につきまして、平成28年度の精算に伴う返還金を計上してございます。以上でございます。

○藤田副委員長 保育課長。

○中山保育課長 それでは、保育課所管の主な補正予算の内容について御説明いたします。

18ページをごらんください。

上から2つ目の枠、款3民生費項2児童福祉費目3保育園費、0106民間保育園の運営を支援する、19負担金補助及び交付金の負担金、民間保育園運営費負担金4,710万9,000円の増額につきましては、私立保育園等に支払う運営費のうち、保育士等に係る処遇改善加算の算定内容が変更されたための増額となっております。

次の0108保育園に通う児童の保護者の負担軽減を図る事業の補助金については、県の補助を受けて実施しているもので、県の補助要綱が改正され、補助対象が拡大されたため増額するものです。

次に、20ページをお開きください。

款10教育費項4幼稚園費目1幼稚園費、0106民間幼稚園の運営を支援する、19負担金補助及び交付金の負担金、民間幼稚園運営費負担金955万1,000円の増額につきましては、私立幼稚園等に支払う運営費のうち、保育教諭等に係る処遇改善加算の算定内容が変更されたための増額です。

歳入につきましては、これらの補正予算に伴う国・県補助金等の増額変更に係るものです。以上となっております。

○藤田副委員長 高齢福祉課長。

○山岡高齢福祉課長 高齢福祉課、山岡です。よろしく願いいたします。

それでは、高齢福祉課所管の主なものの説明をさせていただきます。

まず、歳入になります。

補正予算書の12ページ、13ページをごらんください。中段になります。

款14国庫支出金項2国庫補助金目2民生費国庫補助金の介護保険事業補助金ですけれども、こちらにつきましては介護保険制度改正に伴いますシステム改修分の補助金となります。

続きまして、一番下の段になります。

款18繰入金項1他会計繰入金目1特別会計繰入金の介護保険事業特別会計繰入金3,824万1,000円ですけれども、こちらにつきましては、平成28年度介護保険事業特別会計の精算によりまして一般会計に繰り入れをするものでございます。

次に、歳出になります。

16ページ、17ページをごらんください。一番下の枠です。

款、民生費、項、社会福祉費、目3介護保険費、0101介護保険事業特別会計繰出金ですけれども、こちらにつきましても精算によりまして特別会計の繰出金574万5,000円を減額するものです。以上です。

○藤田副委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 おはようございます。医療年金課の石塚でございます。

当課所管の補正予算につきまして御説明させていただきます。

まず、歳入のほうで13ページをごらんください。

款14国庫支出金の13ページの2行目、療養給付費負担金(2分の1)、それから2つ下がりまして15の県の支出金の上から2行目の国民健康保険事業基盤安定負担金(4分の1と4分

の3)、こちらは負担金の確定による補正となっております。

その下、15県支出金、医療福祉費補助金、こちらは前年度の精算によりまして追加交付として84万1,000円を補正するものでございます。

続きまして、16、17ページをごらんください。

17ページの一番下の行、0101国民健康保険事業特別会計繰出金、続きまして19ページの上から2行目、後期高齢者医療事業特別会計繰出金、こちらは後で御審議いただきます特別会計の補正予算に伴いまして補正させていただくものになっております。以上です。

○藤田副委員長 これより、議案第68号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 補正予算に関して2点ほどお尋ねをいたしたいと思えます。

まず、ひたち野中学校の建設関連でございますが、財源につきましてその内訳とその財源確保のめどはどのようにになっているのかということをお尋ねいたします。

それから、民間幼稚園の運営支援に関連いたしまして、今後、本市内で民間幼稚園の立地と申しますか、建設予定等について把握をしているのか。いれば、何カ所ぐらいあるのかということの2点についてお尋ねをいたします。

○藤田副委員長 学校建設対策監。

○佐藤教育総務課学校建設対策監 教育総務課学校建設対策監の佐藤でございます。よろしくお願ひします。

石原委員の御質問のうち、ひたち野うしく中学校の財源関係の御質問にお答えいたします。

まず補助金のほう、こちらに関しましては現時点で7億3,000万円程度を想定してございます。そのほかでございますけれども、起債を26億4,000万円程度、それから一般財源、市の直接的な持ち出しということになりますけれども、こちらを6億3,000万円程度というふうに見込んでございます。

補助金のほうでございますけれども、来年度と再来年度、2カ年ということで国のほうに要望をまず6月に6月計画ということで提出をしております、また11月にも補助要望をしておりますけれども、確実に100%ということは言い切れませんが、現時点では要望どおりにつけていただけるようなそういう感触を得ているということでございます。以上でございます。

○藤田副委員長 保育課長。

○中山保育課長 それでは、民間幼稚園の新たな建設の計画があるかという御質問にお答えいたしますが、現在のところそのような計画は把握しておりません。以上でございます。

○藤田副委員長 石原委員。

○石原委員 中学校の建設に関して市債発行ということで26億云々でございますが、その償還計画というのは今現時点でどのように考えておりますか。

○藤田副委員長 学校建設対策監。

○佐藤教育総務課学校建設対策監 起債に関しましては、借り入れから5年据え置きで20年の償還ということでございますけれども、そのうち4億6,000万円程度は交付税のほうで措置

をいただけるというふうな想定をさせていただきます。

○藤田副委員長 石原委員。

○石原委員 そうすると、残りの22億円ぐらいになりますか。そういう計算でよろしいですか。

○藤田副委員長 学校建設対策監。

○佐藤教育総務課学校建設対策監 はい。石原委員御指摘のように交付税を除いた額、22億円程度が実質的な起債相当額というふうな想定をさせていただきます。

○藤田副委員長 石原委員。

○石原委員 それから、再度の確認ですが、補助金が7億3,000万云々ということでございますが、これは現時点での予想額ということでしょうけれども、そのほかのこれ以外の補助金というものを何かいただけるというふうなものはないのでしょうか。

○藤田副委員長 学校建設対策監。

○佐藤教育総務課学校建設対策監 今現在7億3,000万円ということでございますけれども、これは国のほうの財政の状況にもよりますけれども、単価割り増しというものが国のほうの予算の状況によっては、これがプラスアルファとしてつく可能性はございます。ただ、こちらに関しましては、はっきりとつくとも、つかないとも現時点では言えないということでございます。

また、今言っておりますのは文科省の補助ということでございますけれども、それ以外にもいろいろ助成制度というものを調査しておりまして、何かしら使えるものがあれば、こちらに関しては積極的に使っていきたいというふうに考えてございます。

○藤田副委員長 ほかにございませんか。鈴木委員。

○鈴木委員 19ページのところの保育園費の中の公立保育園の運営に必要な人材を派遣、配置するというところで500万円の減額となっているわけなんですけれども、この理由についてお伺いいたします。

それから、その下の民間保育園の運営を支援するというところで、今、保育士の処遇改善に対応するというお話でしたけれども、これは年間での支給だと思うんですが、その確認と、何名分の処遇改善に充てられたのかということをお伺いしたいと思います。

それから、21ページに入りまして、入学金の前倒しの支給ということでは議場でもお話がありましたけれども、具体的なその支給方法については、申請が出されてそれを審査して支給ということだったんですが、さらに具体的に学校を通してその子供さんたちに一人一人手渡しをするような形での支給なのか、また別な方法で支給されるのか、その辺のちょっと具体的などころをお伺いしたいと思います。

それから、今、ひたち野うしく中学校の建設のことのお話がありましたけれども、私はその委託料ですね、ひたち野うしく小学校のときはかなり現場の先生方の要望を聞いて、市の建築士がそれに対応した形で設計をしたというふうに聞いていたんですけれども、今回丸々そのコンサルに委託するということなのかどうか。それで、その現場の意見というのが反映された形の委託になっているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

それともう1点なんですけど、民間幼稚園の運営を支援するところで保育教諭に対する、これも

処遇改善の一環なのでしょうか。その点についてお伺いしたいと思います。以上です。

○藤田副委員長 保育課長。

○中山保育課長 それでは、鈴木委員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の公立保育園の運営に必要な人材を配置するの500万円の減額ですけれども、こちらにつきましては、朝晩を主にやっていただく短時間保育士につきまして年度当初から採用ができなかった状況にありまして、その分の減額と、あとその他の公立に勤めますフルタイムの保育士、短時間保育士の指定休等するとき、休んだときに代替で勤務する保育士となっているんですけれども、そちらにつきまして任用等で付与日数が減ったりとか、そのようなことがありまして、実績を見込みましてこのように落とさせていただきました。

2つ目の民間保育園の運営を支援する、こちらの民間保育園等の運営費負担金の増、こちらは処遇改善加算に伴いまして今年度から1と2と2通りの処遇改善がありまして、1につきましては従来からのもの、こちらにつきましてはその施設に勤務する職員全員が対象となっております。今年度約2%、率が昨年度より多く支給されることに伴うもので、約2,200万円の増と見込んでおります。2つ目の処遇改善加算の2につきましては、こちらは勤務する職員の副主任保育士等の職位というものを今回形成して、その職員等の職責に応じた処遇改善を行うということで、保育士1人当たり4万円あるいは5,000円等の処遇改善をするものです。こちらにつきましては、今年度約2,900万円というふうな試算をしております。対象職員につきましては市内で約79名の現在申請を受けているところです。以上です。

○藤田副委員長 教育総務課長。

○川真田教育総務課長 私のほうから就学援助の入学準備金の支払い方法ということについてお答えいたします。

今、就学援助費は7月と2月が支払い時期になっておりまして、この入学準備金の支払いは2月の支払いで行う予定です。これまでは7月に行っておりました。その際に、基本的に援助費を支払うのは手渡しということをして基本としておりまして、家庭のいろいろな状況を把握する意味も含めまして手渡しということで、まず中学校に入るお子さんについては当然学校を通じてということで、あと小学校に入るお子さんについてもお兄ちゃん、お姉ちゃんが既に入っている御家庭については、当然そのお渡しする機会があるので手渡しでお渡します。それ以外の今回全く新しく入ってくるお子さんの御家庭については、これは教育総務課のほうでちょっと御面倒でも来ていただいて、直接顔を見てお渡ししようというふうに考えております。

○藤田副委員長 学校建設対策監。

○佐藤教育総務課学校建設対策監 それでは、中学校関連の御質問にお答えいたします。

まず、委託に関してでございますけれども、今回の中学校と前回の小学校とのまず違いから御説明したいと思うんですけれども、前回の場合には学校建設がある程度方向が打ち出された後、実質、設計に入るまでの期間、約2年半ほどございました。その間に市の一級建築士のほうで細かな図面等を引く期間とかそういったものがありましたので、前回に関しまして委託に関しては構造計算のみの委託ということで、今回とは全然違うということですね。今回に関しましては

ロからの設計ということでございますので、金額的にも全く違うということでございます。

それと、現場の意見でございますけれども、昨年の夏休み前でございますけれども、下根中学校の生徒さん、それから教職員を対象に新しい中学校、どんなふうなものがいいだろうとか、どうだったらいいだろうかというようなことのアンケート調査というものを実施してございます。また、それとは別に市内のこれは教務主任会というものがございまして、そちらの会議に、これは根本市長も同席をしまして新しい中学校に対しての要望等を聞いたりとかということを行ってございます。また、いろいろ各部門の、図書室に関しましては学校司書会議のほうに本の内容あるいは図書室のレイアウト等の意見も聞くようなことを行っておりますし、また、保健室に関しましては養護教諭部会というものもございまして、そういった各専門部会が今現在、市内の学校ではありますので、そちらのほうから専門的な意見は聞いて、それを設計のほうに反映するというようなことで今行っているというような状況でございます。以上です。

○藤田副委員長 保育課長。

○中山保育課長 済みません。教育費のほうの民間幼稚園の運営を支援するのほうの運営費負担金の中の処遇に幼稚園の教諭についても処遇改善が行われるのかという御質問ですが、こちらにつきましては保育と同様に処遇改善が行われております。以上です。

○藤田副委員長 柳井委員。

○柳井委員 中学校建設のところの埋蔵文化財試掘調査についてちょっと質問したいと思います。もともとここは包蔵地ではないということを知っておりました。そこでも当初予算で一応試掘のための金額を、予算を計上してあったわけですね。それで、今回減額するということなんですが、牛久市のそういう埋蔵文化財に対する手続をどんなふうにされているのか。まず、ないといっても試掘は一応するんですよということだと思っておりますが、そのあたりの手続をどんなふうに行っているのかをお願いしたいと思います。

○藤田副委員長 学校建設対策監。

○佐藤教育総務課学校建設対策監 柳井委員の御質問にお答えします。

今回に限らずこういった施設をつくる場合には埋蔵文化財の試掘をするというのが、これは基本でございます。今回に関しましては、生涯学習課の学芸員がおりまして、その方たちの手をかりましてこのような形で直営でまず調査というものをやっております。これで、ないというのがわかったものですから、本格的な調査は今回必要ないだろうといったことで今回減額の補正をさせていただきました。以上でございます。

○藤田副委員長 柳井委員。

○柳井委員 ありがとうございます。いろいろな地域で調査、牛久市の職員でやっているということをよく聞かれますが、現在は牛久市職員の学芸員単独で、単独というか、ほかの業者に頼まないで常に牛久市の職員が調査はできるという体制ができているのかどうかについてちょっとお聞きしたいと思います。

○藤田副委員長 文化芸術課長。

○手賀文化芸術課長 それでは、柳井委員の御質問にお答えします。

現在、専任の埋蔵文化財学芸員は1名、あとは市の職員が学芸員を兼ねておりますので、2名で現場の調査というものはやっております。ただ、大規模なものになりますとやはり2人ではちょっと難しいので、これはやはりその事業者のほうにお願いするとか、今回のバイパスなんかも国のほうでやっていただくとか、そういう体制をとっております。小規模なものだけは直営でやります。以上です。

○藤田副委員長 ほかにございませんか。山本委員。

○山本委員 先ほどの説明の中にはないんですが、債務負担行為のところをちょっと見ますと、7ページ、下の5番目、旧住井すゑ邸警備業務というのが新しく50万円ほど入っているようなんですが、これが起こった経緯と現状ですね。隣にたしか平本邸もそういう形で今管理していると思うんですが、今後どういった方向性でこれを活用していくとかというお考えがあるのかをお聞きしたいと思います。

○藤田副委員長 文化芸術課長。

○手賀文化芸術課長 それでは、山本委員の御質問にお答えいたします。

こちらは、本年の6月に住井すゑさんの御遺族の方から寄附の申し出があったということでございます。それで、現在いろいろ調査をした上で10月には所有権移転の登記も済ませて、現在牛久市の所有になっております。

それで、今後なんですけれども、沼周辺の雲魚亭ともに観光に使える施設になると思いますので、将来的には住井すゑ記念館といったものを開設する予定で、二、三年の準備期間を経て開設できるように進めていきたいと考えております。以上です。

○藤田副委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田副委員長 以上で、議案第68号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第69号平成29年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第69号について提案者の説明を求めます。医療年金課長。

○石塚医療年金課長 医療年金の石塚です。

第69号の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして説明させていただきます。

今回の補正内容ですが、歳入歳出それぞれ2億3,743万9,000円を減額するものです。

初めに、歳入につきまして8ページ、9ページをごらんください。

主なものといたしまして、款3国庫支出金では、歳入の見込みの変更によりまして高額医療共同事業負担分が2,400万4,000円の減額、特定健診負担分が189万円の減額となります。

次に、款5県支出金におきましても、高額医療共同事業負担分及び特定健診負担分、これは国庫支出金と同額の減額補正となります。

続きまして、款6前期高齢者交付金、こちらは交付額の確定によりまして増額するものです。

次の款7共同事業交付金、こちらは高額医療及び保険財政共同安定化の両事業の拠出金の見込み額の変更によりまして、合わせて3億1,447万7,000円を減額するものです。

最後に、款8の繰入金、こちらは合わせて1億982万5,000円の減額となっております。続きまして、歳出のほうで10ページ、11ページをごらんください。

主なものとしたしまして、款4の高齢者支援金及び款5の介護納付金、こちらも年間の支出額の確定によりまして補正するものです。

次の款6共同事業拠出金、こちらも見込み額の変更によりまして高額医療と保険財政共同分、合わせて3億1,749万5,000円を減額するものです。

次のページをごらんください。

款8の諸支出金では、保険税の還付金など320万円の増額、あと償還金のほうでは、これは毎年あります前年度の療養給付費負担金の精算によりまして、超過交付額の返還分といたしまして合わせて7,801万円を増額いたします。

最後に、款の10基金積立金、こちらでは本年度の繰越金4,337万7,000円につきまして、国保条例の規定によりまして、こちらは繰越金の2分の1以上を支払準備基金に積み立てなければならないという規定がございます関係から2,200万円を補正するものとなっております。基金のほうは現在残高が843万255円となっております、積み立て後の残高は3,043万255円となる予定となっております。以上です。

○藤田副委員長 これより、議案第69号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 国保特会に関しまして1点だけ確認を求めます。

過日の新聞報道によりますと、次年度以降、運営主体が県のほうに移管されると。その中で44市内市町村のうち33市町村の国保保険料が上昇する可能性が高いということでございますが、本市においてはどうなのか、お答えをいただきたいと存じます。

○藤田副委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 石原委員の質問にお答えいたします。

先日の報道は、11月28日に県の国保制度準備委員会というのが公開で開かれまして、その中の資料として一応44市町村のうち33の市町村が、これは報道のほうでは値上げとなっているんですが、実際には国保事業費納付金というものを今度各市町村が県のほうに納めるようになっておりまして、今回仮の算定の結果が出まして、その結果からその事業費納付金をもとに各市町村の現行の税率と比べてどうなのかということで、事業費納付金に合わせた税率にしますと、その33市町村が保険変更より税率が上がってしまうということになるんですが、それはあくまでも一般会計とかからの繰り入れをしないという前提のもとですので、各市町村は現在繰り入れをしておりますし、牛久市も一応その33市町村の中に入っております。

現在、一般分で保険税の収入が大体16億円から17億円ということになっているんですが、先ほど発表されたもので事業費納付金に合わせると大体20億円を保険料で集めなさいということになっているんですが、それには一応その差の分としては一般会計から繰り入れとか、そこは

見込んでおります。以上です。

○藤田副委員長 石原委員。

○石原委員 今の課長の答弁を再度確認したいんですが、そういたしますと、次年度以降の牛久市の国民健康保険税率ですか、これは上がるんですか、上がらないんですか、据え置きなんですか、どうなんでしょう。

○藤田副委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 石原委員の質問にお答えいたします。

この間発表された算定の中には、実は過年度分の保険料というものが含まれずに計算されております。これは、牛久の場合は大体1億5,000万円ぐらい毎年入っているんですが、その分が入っていないですし、今回の算定と申しますのは、国が示した仮係数というものに基づくもので計算しておりまして、実際の確定額といいますのは、今月の28日に国のほうから確定計数が示されて、1月になってから県のほうで改めて計算し直すということになっておりますので、現在のところちょっと牛久の分の税率を上げるか下げるかというのは今ちょっと検討段階でありまして、1月の確定の算定をもとに検討したいと思っております。以上です。

○藤田副委員長 石原委員。

○石原委員 そうすると、被保険者ベースでは上がるということも考えられるわけですね。

○藤田副委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 今のところ、一般会計からの繰り入れというものを考慮したときに上げるかどうかというのはちょっと今の段階ではお答えできません。以上です。

○藤田副委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 今、高い保険料が上がるかどうかということで非常に微妙な段階に入ってきていて、市民もかなり気にしている、注視しているというところだと思うんですけども、今のお話からうかがいますと、やはり一般会計からの繰り入れでもって保険料値上げをしなくて済むという、そういうふうに見えるわけなんですけれども、ぜひともその辺は市長にお願いしたいんですけれども、そういう市民の熱い要望を受けとめて、一般会計からきちんと繰り入れをして、広域化になっても牛久市の保険料は上がらないというような状況をつくり出していきたいというふうにお願したいんですが、もし一言ありましたらお願いします。

○藤田副委員長 市長。

○根本市長 一般会計の繰り入れでということなんですけれども、一般会計も非常に苦しいものでございまして、やはり現下の状況に鑑みながら、そして国、それから県のほうを見て、最大限にできるものを考慮したいと思いますが、やはりどうなんでしょう、後期高齢者の保険料なんかもありまして、後期高齢者のほうはなるべく今までの貯金、貯金じゃないですけども、そういうのを活用してやりたい、できるものはしますけれども、やはりいずれできないものはどうにかする、これは知恵を出すしかないのかなと思います。以上です。

○藤田副委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田副委員長 以上で、議案第69号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案71号平成29年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第71号について提案者の説明を求めます。高齢福祉課長。

○山岡高齢福祉課長 高齢福祉課、山岡です。

議案第71号平成29年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

まず、歳出のほうより説明をさせていただきます。

補正予算の10ページ、11ページをごらんください。

まず、一番上、総務費になります。総務費一般管理費ですけれども、597万7,000円の減額ですけれども、これにつきましては職員給与、手当等の残見込みによる減額となります。

次に、2、保険給付費です。1の居宅介護サービス給付費ですけれども、こちらにつきましては、前年度精算によりまして325万3,000円が追加交付となりました。このために、財源のうち一般財源分が減額となるものでありまして、歳出金額等の増減はございません。

次に、地域支援事業費のサービス事業費ですけれども、こちらも前年度精算によりまして716万1,000円が追加交付となったことから、財源のうち一般財源分が減額となるもので、歳出金額の増減はございません。

次に、基金積立金です。介護給付費準備基金積立金につきましては、前年度の繰越金2億7,901万5,000円から平成28年度の追加交付返還等の精算としまして4,939万6,000円を差し引いた2億2,961万9,000円を準備基金として積み立てるものでございます。

次に、諸支出金です。償還金につきましては、前年度事業費確定による精算返還として2,174万2,000円を国、県へ返還するものです。

次に、諸支出金の一般会計繰出金です。こちらにつきましても、前年度事業費確定によりまして精算として3,824万1,000円を一般会計へ繰り出すものです。

次に、歳入になります。

8ページ、9ページをごらんください。

4の支払基金交付金ですけれども、1の介護給付費交付金、2番の地域支援交付金とも、先ほど歳出のほうでもお話をさせていただきましたけれども、前年度精算による追加交付分の増額となります。

続きまして、7の繰入金につきましては、先ほどの職員給与費の残によります精算のため、一般会計からの繰入金の減額となります。

8の繰越金につきましては、前年度の繰越金となります。以上です。

○藤田副委員長 これより、議案第71号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 介護保険特別会計について2点ほど確認を求めたいと思います。

歳出に關しましてですが、例えば今後5年間ぐらいについて、この歳出の額というものはどのように変化していくというふうにシミュレーションをしているのかということが1点でございます。

2点目は、次年度以降の介護保険料率、これはどのように変わっていくのか。

以上についてお尋ねをいたします。

○藤田副委員長 高齢福祉課長。

○山岡高齢福祉課長 それでは、石原委員の御質問にお答えいたします。

今後5年の歳出の見込みということですが、急激な伸びを今現在こちらでもいろいろ調査というか、しております。今後は毎年毎年、給付金のほうは当然伸びていくような計画になっております。

2点目の次年度以降の介護保険の改定ですが、今後の給付金の伸び、また、必要なサービスの量とか施設の数なんかを見込みまして、現在審議をしているところでございまして、今後基金をどれぐらい投入するかということで現在、介護保険事業運営協議会のほうで審議をしているところでございます。以上です。

○藤田副委員長 石原委員。

○石原委員 そうしますと、現在の会計規模が現時点で51億4,392万9,000円ということですが、例えば、じゃこれは5年後にはどのぐらいの具体的な数字になるというふうに予想していますか。（「ちょっとお待ちください、済みません」の声あり）

○藤田副委員長 保健福祉部長。

○川上保健福祉部長 ただいまの御質問の答えとして適切かどうか、ちょっとあれですが、冒頭ございました給付等の伸びでございますけれども、今現在、第6期の計画期間中で本年度末まで第6期計画が進んでございます。今現在取り組んでいるのが、向こう3カ年の第7期計画に向けてのサービス量あるいは施設整備というものがどういったものがニーズとしてあるのかということ委員会の中で今議論して、最終の詰めをしているところでございます。そうした中で向こう3カ年間の給付費の想定をしているところでございますけれども、概算でございますが、今年度給付費約40億円ぐらいを見込んでございまして、平成29年度ですね、それが平成32年、第7期の最終年としては60億円ぐらいに膨れ上がるのかなというような想定をしているという状況でございます。

国で言われております新オレンジプランの中の平成37年度、団塊の世代の方が75歳を迎えるであろうということを最終目標として、各計画、介護保険計画を立てているところでございますが、いずれにいたしましても高齢化が非常に急速な勢いで進んでいく中で、今後介護保険は膨らんでいくということは、これは明らかというところでございます。以上です。

○藤田副委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 この基金積立金のことについてお伺いしたいんですけれども、今回2億2,900万円、合計で12億4,488万円になっているかと思うんですけれども、この基金の運用について介護保険運協の中ではどのように話されているのか。また、その第7期に向けての状況

の中ではどのように検討されているのかということについてお伺いしたいと思います。

○藤田副委員長 高齢福祉課長。

○山岡高齢福祉課長 それでは、鈴木委員の質問にお答えいたします。

まず、基金の関係ですけれども、第7期の中で、先ほど言いましたように給付費の伸びであるとか必要なサービス量とか、その施設の見込みを全て見込んで現在審議をさせていただいております。やはり現在4,800円という金額、第6期は4,800円ということですのでけれども、急激な上昇とか、そういったことも考慮されるように基金を適切に投入しまして進めていきたいと思っております。

今後は、今12億円の基金がございますけれども、一度に使ってしまって一気に金額を落としましても、今後急激な上昇ということも考えられますので、その辺はよく量とか伸びとかを見込みながら現在審議をいただいているところでございます。以上です。

○藤田副委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 今審議中ということなんですけれども、この12億円をどう使うかということもあると思うんですが、保険料の値上げをしなくても大丈夫なのではないかというふうに素人考えでは非常にそう思うわけなんですけれども、その辺の確認をしたいと思います。

○藤田副委員長 高齢福祉課長。

○山岡高齢福祉課長 それでは、再度の質問にお答えいたします。

確かに12億円というお金がありますので、これを投入することによって保険料は抑えられるかと思っております。ただ、今後どんどんふえていく中で、やはり団塊の世代が75歳になります平成37年ということを一応念頭に置いて今審議をしておりますので、急激に上がらないような形で、どれぐらい入れればそれほど上昇しないで今後の計画に基づいていけるかということも現在審議しておりますので、全部を使うということにはちょっとないかと思っております。以上です。

○藤田副委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田副委員長 以上で、議案第71号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第72号平成29年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第72号について提案者の説明を求めます。医療年金課長。

○石塚医療年金課長 医療年金課です。

第72号の牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきまして御説明いたします。

6ページと7ページをごらんください。

こちらの補正といたしましては、歳出のほうの保険給付費の負担金、これは年間の医療費の12分の1を市が負担しているものでして、前の年度の負担額が確定した結果、不足分が生じまして、その分を歳入歳出ともにその財源として一般会計からの繰り入れ分として歳入歳出ともに3,344万1,000円を増額し、補正後の会計全体の額を14億8,144万1,000円とするものです。以上です。

○藤田副委員長 これより、議案第72号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田副委員長 以上で、議案第72号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第76号平成29年度牛久市一般会計補正予算（第4号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみを議題といたします。

議案第76号について提案者の説明を求めます。教育総務課長。

○川真田教育総務課長 議案第76号について御説明申し上げます。

議案第76号の7ページになります。

歳出のほうから申し上げます。

歳出として総務費総務管理費諸費の小中学校における賠償補償をする、賠償金36万2,000円、同じく歳入として損害保険補償金36万2,000円。こちらにつきましては、本年10月23日午前11時55分ごろ、牛久南中学校敷地内において、台風21号による強風のため桜の木が倒れまして、同校の教諭の運転する自家用車の左側ドアなどを損傷し損害を与えたことについて、当事者と示談をし、当該車両の損害に対する賠償を支払うための予算でございます。

歳入の保険金につきましては、全国市長会で行っております学校災害賠償補償保険制度のほうから支払われる予定でございます。以上です。

○藤田副委員長 これより、議案第76号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田副委員長 以上で、議案第76号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第77号損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

議案第77号について提案者の説明を求めます。教育総務課長。

○川真田教育総務課長 議案第77号損害賠償の額を定めることについてにつきましては、先ほど補正予算のほうで御説明申し上げました台風による桜の木が倒れたことによる損害の損害額として36万1,862円、車の修繕費として19万9,862円、その間の代車代として16万2,000円についての損害額の確定のための議決を求めるものであります。以上です。

○藤田副委員長 これより、議案第77号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 桜の木が倒れたということなんですが、幸いに子供さんがいらっしやらなかったんで、けがとかそういうことには至らずよかったと思うんですが、このような桜の木というのはこの学校にも同じようにあると思うんですね。これだけが倒れた何か原因というか、病害とか虫害とかを含めて、そういうところを調査なさったのか。そのほかの対応ですね、学校への対応というものをされたのかどうかというところを確認したいと思います。

○藤田副委員長 教育総務課長。

○川真田教育総務課長 この桜の木につきましては、樹齢が30年を超える古木でございまして、

表面上見てはわからなかったんですが、倒れた後に造園業者に幹の中を見ていただいたところ、やはり枯れている部分があったということと、あと隣の敷地との境に立っているものですから、どうしてもその隣の側に枝がかからないようにちょっと一部分をカットして、ちょっとバランス的なものもあって学校の敷地内に倒れたんですが、そういった原因が絡んだことによって、あと台風21号の強風で倒れたんだらうというふうに認定しております。

こういった木については、ほかの学校にももちろん同様のケースが見込まれますので、なかなかちょっと外観から見つけることは難しいのかもしれませんが、一応この直後に全学校に号令をかけまして、各学校で点検をしてくれということで点検をしていただいております。

また、年に1回ですが、冬の時期に高木の剪定を一齐に行っております。その事前にどの木を切るか、どこを剪定するかということで、担当のほうで造園業者と一緒に各学校、全ての学校を回っております。その際にもあわせてチェックを入れております。以上です。

○藤田副委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田副委員長 以上で、執行部提出議案に対する質疑及び意見は全て終了いたします。

続いて、討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田副委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、付託されました案件につきまして順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第66号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田副委員長 挙手多数であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田副委員長 挙手全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田副委員長 挙手全員であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田副委員長 挙手全員であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田副委員長 挙手多数であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田副委員長 挙手全員であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第76号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田副委員長 挙手全員であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第77号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田副委員長 挙手全員であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。
ここで、執行部の方は退席されても結構です。お疲れさまでした。
では、ここで暫時休憩いたします。再開は11時38分に行います。

午前11時28分休憩

午前11時38分開議

○藤田副委員長 それでは、次に請願第5号牛久市の育児支援に関する請願を議題といたします。
請願第5号について意見のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 極めて単純明快な理由で本請願には賛成でございます。

理由は、議会というのは、もう何度も申し上げておりますように二元代表制の一翼を担っております。その意味で、やはり市民の声には謙虚に厳粛に耳を傾けるべきであるということで、この請願は採択をすべきであるというふうに考えます。以上です。

○藤田副委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田副委員長 なければ、以上で請願第5号についての意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。柳井委員。

○柳井委員 この請願は、エスカード牛久ビル内に子育て広場の設置を求めるもので、その趣旨に反対するものではありません。牛久駅周辺に子育て広場がないため、車がない家庭でも利用できる施設をとという内容もよく理解できます。

先般の議会報告会において、多くの市民の方からこのエスカード牛久ビルの2階から4階の活用についてさまざまな意見が出されたことから、市民の関心が高く、早急にその対策を求める声に私たちも応える必要があると感じた次第です。

しかしながら、エスカード牛久ビルの活用の全体像について市の方向性がいまだ示されておりません。そして、この課題に関して産業建設常任委員会でも視察を行うと伺っており、委員会として取り組むことも考えられます。

ちなみに、私も前回の定例議会一般質問において一議員の考えとしてエスカードにゼロ歳児、1歳児の保育園の提案はしております。しかし、それは一議員の考えとしてでありまして、この請願を可決することは、牛久市議会が商業テナントはもういいのではないかと暗に断ずることになってしまうのではないかと、ここは拙速を避けたいと考えた次第であります。

したがって、今回は継続とすることを提案します。以上であります。

○藤田副委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 市民から請願が出されたということは、議会としてその請願をどう受けとめるかだけしか議会としてのやりようはないと思うんですね。この内容についてどこまでどうするかということ、結局執行部のほうの判断とかということになってくるわけで、これまで多種多様な請願が議会に出されてきました。児童館を牛久市に設置してほしい、これはもう全会一致で議会で採択をされております。しかし、まだそれはできていません。いろいろな状況によってその判断が出てくるかと思えます。

ですから、この趣旨にはもちろん賛成であります。請願をどう議会として扱うかということに関しては採択すべきであると考えます。以上です。

○藤田副委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田副委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、請願第5号について採決いたします。

採決は挙手により行います。

請願第5号については、継続とすべきとの意見がありましたので、継続審査についてお諮りいたします。請願第5号は継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田副委員長 挙手多数であります。よって、請願第5号は継続審査とすることに決しました。

お諮りいたします。ただいま継続審査とすることに決しました案件につきまして、本委員会は閉会中もなお継続審査を要するため、議長宛て閉会中の継続審査の申し出をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田副委員長 御異議なしと認めます。よって、議長宛て閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田副委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして、教育民生常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時47分閉会